

別紙

令和4年度 通学許可区域

市(郡)		通 学 許 可 区 域	〔令和3年9月現在の 校区で示しています。〕
広島市	中 区	全ての小学校区	
	東 区	福木, 上温品, 戸坂城山, 東淨小学校区を除く全ての小学校区	
	南 区	似島小学校区を除く全ての小学校区	
	西 区	己斐東, 山田, 鈴が峰, 井口, 井口明神, 己斐上, 井口台小学校区を除く全ての小学校区	
	安佐南区	中筋, 古市, 祇園, 長束, 原, 原南, 東野小学校区	
	安芸区	瀬野, 中野東, 烟賀, 阿戸, みどり坂小学校区を除く全ての小学校区	
安 芸 郡		府中町, 海田町, 坂町内の全ての小学校区	

注 意

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって上記の通学許可区域に、現に居住している方、及び令和4年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は、卒業時まで遵守していただきます。
〔卒業時までに、通学許可区域外から通学していることが判明した場合
には、速やかに転校していただきます。〕
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシーでの通学は認めません。